鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第7号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(平成25年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定手続の申出書)

第3条 条例第3条第1項の申出書は、様式第1号のとおりとする。

(公告、縦覧等)

- 第4条 条例第3条第3項の規定による公告は、鳥取県公報により行うものとする。
- 2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 縦覧は、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局に おいて行うものとする。
  - (2) 縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。
  - (3) 鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、縦覧を行わないものとする。
  - (4) 縦覧をしようとする者は、縦覧簿に必要な事項を記載しなければならない。
  - (5) 縦覧をする書類は、縦覧の場所の外に持ち出してはならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の縦覧の中止を命ずることができる。
  - (1) 職員の指示に従わない者
  - (2) 縦覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者
  - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- 4 知事は、条例第3条第2項の書類について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)及び鳥取県 個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表 することができる。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第5条 条例第4条第1項第3号の規定を適用する場合において実績判定期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。

(合併した特定非営利活動法人の特例)

- 第6条 合併した特定非営利活動法人が条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次に定めるところにより行う。
  - (1) 条例第4条第1項第1号及び第4号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人が基準に適合する場合に適合と判定する。
  - (2) 条例第4条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法 人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人を一の法人とみなして基準に適合する場合に適合と判定する
  - (3) 条例第4条第1項第7号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した 特定非営利活動法人のいずれかが基準に適合する場合に適合と判定する。

2 合併によって設立した特定非営利活動法人であって申出の日までに合併後最初の事業年度が終了していない ものに対する条例第2条第3項及び第4条第1項第7号の規定の適用については、合併によって消滅した特定 非営利活動法人の合併の直前に終了した事業年度の末日のうちいずれか遅い日をこれらの規定に規定する直前 に終了した事業年度の末日とみなす。

(指定手続完了後に周知すべき事項)

第7条 条例第6条第2項第7号の規則で定める事項は、控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象特定非営 利活動法人でなくなる年月日及びホームページアドレスとする。

(更新の申出)

第8条 条例第7条ただし書の規定による再度指定手続を行うための申出は、控除対象特定非営利活動法人でなくなる日の8月前から5月前までの間に行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

- 第9条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第2号の届出書を知事に提出して行わなければならない。 (控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)
- 第10条 条例第9条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
  - (2) 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
  - (3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
    - ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
    - イ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)若しくは三親等以内の親族(以下この号にお いて「役員等」という。)との取引
    - ウ 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれら の者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている三親等以内の親族との取引
  - (4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
  - (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 2 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(インターネットの利用により公表する書類)

第11条 条例第9条第5項の規則で定める書類は、同条第2項第2号に掲げる書類並びに同項第3号に掲げる書類のうち前条第1項第2号及び第5号に掲げる事項を記載したものとする。

(役員報酬規程等の提出)

- 第12条 条例第10条第1項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、様式第3号により行わなければならない。
- 2 条例第10条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく、様式第4号により行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

- 第13条 第4条第2項の規定は、条例第11条の規定による閲覧について準用する。
- 2 条例第11条の規定による書類の謄写(以下「謄写」という。)は、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、未来 づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信 するものとする。
  - (2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク (CD-R若しくはDVD-R) に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的

記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。

3 謄写を請求する者は、当該謄写に要する費用を負担するものとし、その費用の額は、鳥取県情報公開条例施 行規則(平成12年鳥取県規則第8号)第8条の規定の例により算定した額とする。

(解散の届出)

第14条 条例第12条の規定による届出は、様式第5号の届出書を知事に提出して行わなければならない。 (合併の届出)

第15条 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第6号の届出書を知事に提出して行わなければならない。 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条及び第6条の規定は、この規則の施行の日前にされた申出についても適用する。
- 3 平成25年3月31日までの第13条第2項第1号の規定の適用については、同号中「中部総合事務所地域振興局」とあるのは「中部総合事務所県民局」と、「西部総合事務所地域振興局」とあるのは「西部総合事務所県民局」とする。

様式第1号(第3条関係)

控除対象特定非営利活動法人指定(更新)申出書

職氏名様

控除対象特定非営利活動法人としての指定(指定の有効期間の更新)を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号

主たる事務所の所在地

申出者 名 称

代表者の氏名 即

電話番号

1 設立年月日

年 月 日

- 2 事業の内容
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業
- 3 事業を行う県内の地域
- 4 過去の指定の有無 有 ・ 無 (過去の指定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
- 5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 6 その他
  - (1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有・無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

#### 添付書類

- 1 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(以下「条例」という。)第4条第1項 の規定に適合する旨を説明する書類
- 2 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 4 直近の事業報告書等
- 5 役員名簿
- 6 定款等

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 添付書類の4から6までについては、特定非営利活動促進法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を要しない。

## 様式第2号(第9条関係)

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

職氏名様

次の事項について変更があったので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第8条第 1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名

(EI)

電話番号

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

#### 添付書類

- 1 役員に変更があった場合にあっては、変更後の役員名簿
- 2 定款に変更があった場合にあっては、変更後の定款

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「変更事項」の欄には、「役員」「定款」「名称」「代表者」「主たる事務所及び県内の事務所の所在 地」「事業の内容」「事業を行う県内の地域」「ホームページアドレス」の別を明記すること。
- 3 役員又は定款の変更であって、特定非営利活動促進法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定による 届出又は同条第4項の規定による申請書の提出をしたときは、この届出を要しない。

# 様式第3号(第12条関係)

控除对象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

職氏名様

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例(以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名

(ED)

電話番号

## 添付書類

- 1 特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 第28条第1項に規定する事業報告書等
- 2 前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿
- 3 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 4 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
- 5 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
- 6 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
  - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
  - (2) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは三親等以内の親族(以下「役員等」とい う。)との取引
  - (3) 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている三親等以内の親族との取引
- 7 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
- 8 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
- 9 条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 10 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 法第29条の規定による事業報告書等の提出をしたときは、添付書類の1を要しない。

# 様式第4号(第12条関係)

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

職 氏 名 様

助成金の支給を行ったので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり当該助成の実績を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名

**(FI)** 

電話番号

支給年月日 支給対象者 支給金額 助成対象の事業等	五%A在 H 口	支給対象者		田 い
---------------------------	----------	-------	--	-----

年 月 日	円	
年 月 日	田	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号(第14条関係)

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に 関する条例第12条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名

清算人の氏名 **(FI)** 

電話番号

- 1 解散年月日
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書 注

- - 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
  - 2 特定非営利活動促進法第31条第3項の規定による書面の提出又は同条第4項の規定による届出をしたと きは、この届出を要しない。

様式第6号(第15条関係)

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

氏 名 様 職

年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請を行ったので、鳥取県控除対象特定非 営利活動法人の指定手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 名 称

代表者の氏名

(EII)

雷話番号

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業の内容
合併後存続する法人又は合				
併によって設立する法人				
合併によって消滅する法人				

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。